四　車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五　（略）

４　（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三　（略）

四　車両後退表示投影装置

五～二十四　（略）

７～15　（略）

（眠気警報装置）

第223条の７　眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　走行時において確実に機能するものであること。この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

三　警報の停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に警報の停止状態が解除されるものであること。この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。

イ　運転者席の扉の開放

ロ　最大15分間の原動機の停止状態

四　正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

２　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

（脇見警報装置）

第223条の８　脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　走行時において確実に機能するものであること。この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に停止状態が解除されるものであること。

三　正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

２　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

四　車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ１ｍの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五　（略）

４　（略）

（その他の灯火等の制限）

第218条　（略）

２～５　（略）

６　自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変化することにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三　（略）

（新設）

四～二十三　（略）

７～15　（略）

（新設）

（新設）